# 古事記傳

一

三


| 和書門 | |
|---|---|
| 類 | 一五一五五 |
| 號 | 一七九 |
| 函 | 五 |
| 架 | 四八 |
| 冊 | |

| 內閣文庫 | |
|---|---|
| 和書 | |
| 類 | 一五一五五 |
| 號 | 四八 |
| 冊 | 二七〇 |
| 函 | 一 |
| 架 | |

| 內閣文庫 | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 15155 | |
| 冊數 | 48 ( 6 ) | |
| 函號 | 270 | 1 |


国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

# 古事記傳三之巻

## 神代一之巻

本居宣長謹撰

天地初發之時。於高天原成神名。天之御中主神。訓高下天云阿麻下效此

次高御産巣日神。次神産巣日神。此三柱神者。並獨神成坐而。

ミミヲカクシタマヒキ

# 隱身也。

天地ハ、阿米都知の漢字なりて、天ハ阿米なり、かくて阿米てふ名義ハ、未思得ず、抑諸の言乃、然云本の意を釋ハ、甚難きわざなるを、強て解むやうにしてハ、必僻ある說の出来るものなり、古へも今も、世人の釋ず說ずも、十よハ九ハ當らぬこゝろのみあり、凡て皇国の古言ハ、あぐるよ其物其事のなるかゝらのまゝよ、やうく云初名なれば初あるこゝろをもて、ちゝみ深き理をぞ思ひて言ふ物なりハ、非ずバ、そのこゝろなげ事を以釋ずさるべきなるべし、世この識者、其上代の言語乃本なりけるこゝろをぞ、よくも考ずバなるべし、ふゝよ漢意ふかゝひく釋ゆゑよ、ひがく當ずがし、彼漢国も、上代の言の本ハ、さもあらぬはあざるけ事を、彼国俗ゝて、何事ふもあぐ理ゝ云物を先よ〻〻、言の意を釋ふもあぐその理を旨ゝせる、故ふ、皆強說あるをゝ、かくて近きこゝろ古へ学始まりてハ、漢意を以釋こゝゝの悪ゝを、曉ゝる人も有て、古意も釋ゝハ、ハ、ゝれゝ、其將說得るこゝゝハ、猶稀よりむあるけ、さりゝそはこゝひ〻ふる小釋ゝ止ずふもふも非ず、考ずの及ばむこゝぶり、試こゝハ云ずし、其中よ正しく當れるも、稀よハ有ずきこゝあり、故今も如此こゝゝやあるゝ、思ひこゝゝる事ゝハ、ある、其ハ下よ云ずし、さて天ハ、虛空の上よ在て、天神こゝの坐ゝ御國ふり、此外よ理を以こゝ〻說成し、或ハ其形ふをもさゝぐおしハこゝりふ云ふゝゝハ、皆外国乃こゝゝ、古傳よこゝハ取よふゝ、凡て、地ハ都知ふり、名義ハ、是も思ひこゝゝる古ゝゝあり、下ふ云ずし、さて都知ゝゝハ、ゝゝ泥土の堅きゝ

て國土を成すより云る名ある故に小くも大きに
も言ふ小くは一撮の土をも云又廣く海に對ふ
て陸地をも云ふ天に對ふて天地を云ふ〻ハなむ大
きみにて海をも包ふ姓氏録に海神の子孫の氏く
地ハ海をも包ある故なり地抵部に收られる是
米都知を云ハ古言ふ非じ其故ハ古書をも見ふに
允て阿米に對ふてハ必久尓をのみ云く都知をハ云
ひ天神地祇天社國社又神名ふも天某神國某神を對
ひ又天迩岐志國迩岐志云く申ハ御名又書紀に
扇天扇國を云ひ雄畧巻吉備臣尾代が哥に毎ふ
て見えハ免矩你ふハ閑なく作ふを皆
久尓をもて阿米ふハ對ふれバ阿米久尓を云むそ
古言なる故を然訓
ふ天地をハ
ふ思ふ後ふ師乃久尓都知乃考を見
ふ〻ハ阿米都知ぞ古言なり彼考に云く久尓
を云ふ名ハ限の意なり東國に垣を久
知を云ふく

○古事記傳三　○三

ふし始を以名けふ〻ふ賜
ふ〻廣く國ハ限ふ也バ狭ふ似ふ故阿米都知をハ
云ふ〻阿米久尓を上代ふ云ふ〻ふ
久尓ハ限の意ぞを云由ハ天照大御神月讀命ハ天の
昨夜を分ちふ〻免ハなるを須佐之男命の夫に上
を所知夜食國を皇祖神の詔ひ月讀命
ハ海原をふて次に不治所命之國を皇祖神の詔ひ
又万葉二の人麻呂の挽哥に天原
石門乎開神上上座奴を
免ハ処を天ふく也国を云を〻ふ限ふく所知
天ふ對ふ云ふを名ふ非るを知ふ〻天神地
祇又神名なをふも天某國某を對ふ云ふ〻ハ地
のふ〻れ知る処なく御孫命の
國なるを故に知ふ〻免ハ御
も云ふを天に對ふる地をも久尓を
ふを〻も御孫命の此國なりて名け
奉れるを多きれバなり然を廣く天ふむか
連絡云ふ〻ハ都知をのみ云く阿米久尓をハ云ざ

なしなりけり。彼考への文の中にハ、いかゞりぞや聞ゆ
るところも、ましあるをバおきて、今ハ宜しと思ふハ
なくかぎりをとり出て引り。さて正しく阿米都知と云言の物に見
えたるハ、万葉廿 三十二丁 防人哥に、阿米都之乃、以都倒乃
可美乎云々、又 四十一丁 阿米都之乃、可美尓奴佐於伎、師云、古
さかしらなる心を添へず、言傳へたる言のまゝなり、東人ハ
ち云へれバ、京の物知人の哥よりも、返りて古言の據
とハなるべし、東言に都之とは云ふなるよし、又 五十七丁 に、阿米弊由迦
婆奈何麻尓麻尓、都智奈良婆、大王伊麻周くにあり。○
初發之時ハ、波自米能登伎と訓べし。万葉二 二十七丁 に、天
地之初時之云々 十 十二丁 に、乾坤之初時從云々、書紀孝德御
巻に、與天地之初云々なども見ゆ。これら天地乃波自米と
云る古言の據なり。此よ發字を連ねて書るも、ふるく初
れ意なり。字書に發ハ起也と注せり。起事し初を起すとも云、又俗よ
初發と云も、古より波自米と云に、此二字を用ひなれ
たるより出たる語なり。初發をハジメテヒラクルと訓るは、ひがことなり。其
いはゆる開闢の意に思ひ混へたる物ぞ。抑天地の
初めを云ハ、漢籍言にして、此間の古言に非ず。上代
にハ、戸などをこそ初くとハ云へ、其餘ハ花なども
さくとのみ云て、上代にハひらくとハ云ざりき。されバ
バ万葉の哥などにも、天地のわかれし時とよめるは
あれども、初まりし時とよめるは、一つも無きぞや。
さて如此天地之初發と云ことハ、なべて先此世の界と云て
俗人も常にいふ初を、かりそめに云る文にして、此處ハ
然いふなり。
必しも天と地との成れるを指て云るにハ非ず。天と

地の成る初ハ、次の文よりあれバなり。○高天原ハ、
海ふつち天なり。然ふを、天皇の京を云ふなり云る説ハ、
凡て世の物知人みな漢籍意より泥み溺れ、神の御上
の靈まを疑て、虚空の上ゝ高天原なるべきを信ざ
ふハ、いと愚なり。かくてあぐ天なり云、高天原なりと云ふの差別
ハ、如何ぞや云よ。ゆ天ハ、天神の坐まし御國なるが
故よ、山川木草のあぐひ、宮殿そのかゝ萬の物も事も、
全御孫命の所知看此御國土の如くなりて、なほ治ぐ
ゆ給ふる處なりあれバ、かゝ治ぐもは、漢籍ふいはゆ
ゆ彼國書の説よ惑ひて、正ゆ天ハ、甚く異なる物ぞ。ゆ
凡て外國ゆ正しき神代乃傳を勿説曲そ。
まをバ得知らぬ古傳説の無き故よ、天の実乃さ
ゆの空理をのみいふなり。大方のありさまも、神

ゆ地御上の萬の事も、此國土ふ有る事ゆ如くふふか
むあるを、此ハ此記及書紀神代巻を見て知
ぬ正しき神代の傳説なり。高天原ゆ
しも云ハ、其天ふて有る事を語るゆ乃の称なり。然ふ
を万葉寄なぐよ、天原ふりさけ見ばゆ
ハ、やゝ後のこゆふぐ打見ふ
乃みの天なぐを、天原ゆも云ふが如ふは、ゆて然称ふ
神代乃御典なぐりハ見ぬこゆなり。
由ハ、高ゆハ、是も天を云称ふて、ゆ高ふ意よ云る
ゆハいさゝか異なり。然ふ此高
云も、天照ゆ同意、高御座も天の御座ゆ云ふて、是
日の枕詞ふ高光ゆ
躰言なり。
等ゆ高も同じ、又高行や隼別なぐハ、高津宮段の虚空
歌よあり。
を高ゆ云ふなり。此も高く行ゆ云ハ非ず、抑天ゆ虚
空ゆハ別なれバ、精くハ分て云るあ

空もなれども、共に上方ふなれば、此國土より、天を
そらとも、虛空を天とも通りて云ふ。天地そら
あめとも云ふ。されば高空を虛空とも通
りてある名なり。共に高き方にあれば
也。天地虛空を然言ふとあり。物の虛空より高く上るを、
高天上ふなりと云ふなり。但
此は天下ふなるべく云ふなりは非るゝ知らず。此伊
勢國なるべきは、をりく然云ふを聞くなり。古言のこと
ゝ云ふし。原とは、廣く平らなる處を云ふ海原野原河原葦
原なるべの如し。万葉哥ふは國原ともあり。かゝれば天
をも天原とは云ふなり。之原を云例も、海之原
なるべ。そのかゝもあり。依て其ふ
高てふ言を添へて高天原とは、此國土より云ふなり。
凡て天を高とも云ふ。高
きを以て云ふ称なれば、さればこそ天照大御神の天石屋
ふ隱坐る處の御言。天原自
聞云へ。又書紀の須佐之男命の天

ふ上坐時、又御誓ふ處の天照大御神の御言。必當奪我天原云へ。
令治天原也云へ。なるべふは皆天原とあり。其は天なれて
詔ふ御言なるが故なり。然ふは書紀、神代下巻に同大
の一つなるは、撰者の何心もなく書るゝいふもの
なれ。此一つをりくなるを疑ふなるべ。
多きふ就て決
む法なりのを。これふ餘。此國土より云るをこそふ
なむ。高天原とは、凡て古文は、かゝふこそのいを
正しきなり。○成は那理麻世流を訓法由。首巻訓法の條
ふ云るが如し。さて那流を云言ふ三の別あり。一は、
無なる物の生を出るを云。人の産生を
は其意なり。二は、此物のかりて彼物ふ變化を云。

豊玉比賣命産坐時化八尋和迩となり一類あり。三ツハ作事地成終るを云。國難成なるあり。成の類なり。此三ツの差よりて漢字ハ生成変化あれども皇國の古書ハ訓の同じきをバ通用ひて字よハさもかゝるなり。此の成も成字の意なれいさ異あり。書紀ハ所生神なる字乃意なり。○木草の実乃那流。又産業を万葉哥あるよ那流なる云ふ。これらハ上件の三ツなハ本より別なる言ゝ。ほと三ツの中より出ある言ゝ未考ふべし。○神名ハ迦微能美那波なる訓法なれども。首巻ハ云ふ迦微なる申ハ名義ハ未思得ず。舊く説るなれども皆ハ疑ふ。さて凡て迦微なハ古御典等ハ見ゆる天地の諸の神ゝを始めて其を祀る社ハ坐御霊をも申し又人ハさゝあも云ふ鳥獣木草の名ひ海山なの

其餘何ハあれ尋常なるべき徳のありて可畏き物を迦微なハ云なり。ほゝれあるなハ尊きなハ善なハ功しきなるなの。優なるれみを云ハ非ず悪きの部しきものの中の神ハ先ハ字まくハ天皇ハ御世くなるも申して。神ハ坐なハ申ハ遠ハ神なも申して。其ハ尼人なハ遥ハ遠く尊く可畏く坐ほが故なり。かくて次ゝなも神ある人古も今もあるなハ又天下ハ孫一國一里一家の内ハ孫ハ人ハなるべし。さて神代の神さなるも多くハ其代の人ハ皆神なりし。故ハ神代なハ云なり。又人なぬ物ハ雷ハ常なも鳴神神鳴なハ云ハ。さなるもいハ龍樹霊狐なハの物なるもいはれくあやしき物なて。河畏なれバ神なる木霊なハ俗ハいはゆる天狗なく漢籍ハ魑魅なハ云ふべひ乃物ぞ。書紀舒明巻ハ見ゆる天狗ハ異物なり。又源氏物語なハ天狗なハ云ふなハ云ふなれバ天狗なハ別なるべなハ当時世ハ

天狗なりとも云ひ木霊なりとも云ふ。何やなく恐ろしき物なり。又今俗よこしまに云物ハ古山彦なり云ふ。ろくろくハ此よ要なるものなれども。木霊の因よ云ひつたへあり。又虎なども狼なども神なり云ふ。書紀万葉などよ見ゆ。又桃子ハ意富加牟都美命なり云名を賜ひ。御頸玉を御倉板挙神なり申せしなどひ。又磐根木株艸葉のうく言語しなどひなども。皆神なり。さて又海山なども神なり云ふ。神を云ふ非ず。直よ其海を山をもはして抑迦微云ふ。此ども物なるゆゑなり。

ハ如此く種々なる貴きもあり賤きもあり。強きもあり弱きもあり。善きもあり悪きもあり。心も行もそれさまざまなれば隨ひて貴き賤きあれば。最賤き神の中ハ徳ひく段々多くして。ひの狐なども怪きわざをなすこと多くして。元人なども負るさまなれども常よ狗などハ制せしなどハ微き

獣なるなどもそれぞ然ふなどひろ。いかで賤き神のうなるのみ見て。いかなる神なりとも理を以て向ふハ可畏きなりなども思ふハ。高きいやしきなどの威力ハ。ふく差ひあるなどを。わきまへざるものなり。

大なる一むきふ定めてハ論ひなどハ物よるむなり。

然るを世人の外國ふいはゆる佛菩薩聖人などの。同じなどひの物のなどの心得なく。當然き理などを以て。神のうなるを。ハ善なり。悪く邪なる神ハ。何事も理よあらざるなり。ハいふきなどなるなどの。多く。又善神なるむかしなどふ。其なるなどひくハ。正しき理のきくふなるなどなるなどの事なるなどの。荒びなるなどの事なり。悪き神なれども怒を坐る時なるなどハ。苦なるなどなるなどの。物幸なるなどなるなどの。心なるなどなるなどの。絶なく無きふし。ものなるなどなるなどの。又人ハ然ハ知らるなどもそのなるなどの。ハしなるなどなるなどを。ハ悪しなるなどなるなどの。思ひなるなどなるなどの事なるなどの。ハ吉く善しなるなどを思ひなるなどの事なるなどの。ハ悪なるなどなるなどの。理なるなどの。まなるなどなるなどの事なるなどの。ハ善なるなどなるなどの。ものなるなどなるなどの。元なるなどの。人なるなどの智ハ限なるなどなるなどの。理ハなるなどなるなどの。如なるなどなるなどの。ものなるなどなるなどの。ハ分なるなどなるなどの。神なるなどなるなどの。測なるなどなるなどの。論なるなどなるなどの。なるなどなるなどの。なるなどなるなどの。

善きも悪きも、いと尊くぞなれる神なれば御うま
ふ至りて、いかにもく妙ふ靈く奇しくなむ坐ませば、
けゝ人の小き智以て、其理あげつらふのひがごもし測
ら知らるぞきいわざふ非ず、なほ其尊きをなほかみ可
畏きを畏みくそなるぞ。迦微り神、字をかくるよ
ハ躰言ふれば、なほ其物を指て云のみ、其事
其德なるをなほ云なるハ魚水を、漢國なる神なハ、
物をなして云のみ、其事其德なるをなほ
云なく、躰なも用ふも用ひなり、なるをバ彼國書ふ神道
を云るハ、測量がなくなやしき道を云なるよて、其道
なるをなほ神を云ハ云るよて、道の外ふ神を云物
なるなハ非ず、然るを皇國なる迦微之道を云ふバ、神
の始免なるひ行ひなるふ道を云なるよて、其
道のなほを迦微を云なるハなり、迦微なる道を
いはゞ、漢國の意乃如くなる法書れを、其もなほ直ふ

其道をなして云ふなるを云りハなるべ。其なるを
書紀ふ神劔神亀なるなる神、字も、漢文の意ふ其德を
なして云るなて、なやしきあらあやしきを云なこ
なるれバ、迦微なハ訓法りべ、りカミなメカミがな
メなるなるなるなるは、なふ劔をなし亀をなして、迦微
を名なるなるなる、なるなり、凡なく皇國訓の意を漢字の義を、
全くハ合がなるも多かるを、なるふ合なる処なる
なも、大方の合なるを取て、當なるものなれバ、なるの合
なる所乃なるなを、なくなを心得分法なり、又漢籍ふ、
陰陽不測之謂神なるハ氣之伸者為神、屈者為鬼なを
云るなるひを以て、迦微を思ふ法なるべ、かくなるふ
なりなるを物を説くハ、なの國人乃癖なるなり、
名を云言のなるハ、遠飛鳥宮段の氏ふ名ふなる下
ふ云法し、傳三十八の三十二の巻〇天之御中主神、御中ハ真中を云
むなる如し、凡て真を御をハ本通ふ辞なるを、やく後ふ
は分て、御ハ尊む方、御字を書も此意なり、但し此字ハ
漢國なくハ、王のなるふ限て云

を。此方ふく美ていふは。天皇の御うを。
ふ限らず。尋人なも何なもいふ辞なり。真ハ美稱なり。
甚しく云なり。全きこなり。今用ふ。されど古の言ひ遺を
ふハあや通りて。真熊野なも三熊野なも云る類多
く。又真なを云ふをを御なを云るも。御空御雪御路なども多
かり。御中も此類なり。天のみなる。國之御中里之御
中なども万葉歌ふ所也。俗言ふ。こ。中ないふも。真中
なく。こ。なを撥ふ。又。ッなを甚しく云
ふ手ふハ。俗言の所なるなり。又毛那加なを云も真中なを轉
なるふて。天武紀ふ天中央なを所なり。此字を以て。此の御
中の意をも知ふし。
主ハ大人なを同言なて。能宇斯の切なる所なり。宇斯を主
人なを書る
なも見なるなり。書紀ふ。繼躰天皇の大御父彦主人王。
又続紀ふ。阿倍朝臣御主人なを是なり。これ今ハ訓

をなやまり。故古ふ宇斯ハ。必某之宇斯なを之を加まるふ
云。奴斯ハ某主なを直ふ連て。之を加まぬふ云也。飽咋之
宇斯能神。大背飯之三熊之大人。大國主神。大物主神。事
代主神。経津主神などの如し。又書紀ふ。齋主神號齋之
大人なを見る。此ハ齋主神なを云ハ。其神号。齋之大人なを云
の事なを。その職号を號て。齋主神なを云なも
也。然也ハ職号ハ前なく。神号なるハ後なを。此
文ハなを後なり云る故なり。本
末まぶらはしく聞ゆ也。
書紀なる道主王なを。是ら也を以知ふし。奴斯ふも之
主なを云ひ。又。主なを。ハふふ後の
なを。万葉十八天平勝宝元年の歌ふ。奴之なを
なり。その所なを言も。文主字を宇
斯ふ云なるハ。能宇斯なを云なり

も約めく如斯云し言の古へう多かめし故あらぬし
しされど本を正していはゞ主字バりは宇斯を訓ム
ぶき仮名をもりあり。さて宇斯波久を云も其處の主にして領居
る仮名なり。宇斯波久の事ハ傳十四よ委しく。さればこの神ハ天真中ふ
坐して世中を宇斯はる神を申ス意の御名なるぶし。
或ハこの神を人臣の祖なりを云ひ或ハ國常立尊の配
合りて皇后なりを云ハ心うまらせらる妄説なり。
大方近ろ訂ろハかゝ仮邪説いを
多しゆゑ惑ハさらくとを勿き。○註ふ訓高下天云
阿麻下效此ニハ高天原を多加麻能波良を訓ぶきこ
を示しあるなり。凡て天某をはるふ四の訓ハあり。一
なは阿米能某二りハ阿麻能某三よハ阿米某四ふハ
阿麻某なり。然るを世よこの四の讀を相誤ることあるる

故よ。阿米能迦具夜麻を誤りて阿麻能迦久夜麻を云類あり。かゝ仮註ハ其例阿
米能を訓ぶきを註さび阿米某を直ふ連書て之を
訓まゞ記をバ訓天如天を註し阿麻能を訓ぶきをバ
此所の如く註せり。阿麻某を訓ぶを註ハ見なる其ハ
ぶりをはるむ。ちて阿麻ハ高天を訓ぶく記中ふ然註ハ仮ぶを処ハふ
はる故ふおの訓ぶ多加麻を讀る。或人ハ疑ひ
常の如く多加麻を訓ぶくバ云麻を註ハ仮ぶを
云阿麻を訓ぶハ多加阿麻乃原を訓ぶを仮ふむ
りを云るハ中よりて高天を訓ぶきくハ麻を多
ぶを離して讀ふゆゑり阿麻ふ其
例ハ下よハ思鏡の註よ訓思云阿を訓ぶを仮れを
夜多を訓ぶれふ。見もハよ阿の韻ふりて此を同じ
きれバ高下を訓ぶハ天之御中主の天字もはる故よ分て

云るあり。下效此ハ高天原ハあるをば何處あるも
如此訓ハあるなり。○次都藝ハ都具ハいふ用語の體語
ふあれるなり。元て言よ體用の別あり。體ハ動かぬ
を體ふ。用ハ活くを云。其體語ふ本よ
語多くて。體語ふくふ。用の體よなれるなり。しかるを世人の言語の多
くなりゆくまよ。用語の分多きあり。都具ハ都豆久ハ
て。體語よもなれるがいハ多きなり。
同言なれバ。都藝も都豆伎ハ云ふ同じ。さて其よ
縦横の別あり。縦ハ。假令バ父の後を子の嗣ぐ。ひか
を。横ハ。兄の次よ弟の生る。類あり。記中ふ次ハあるも
ハ皆此横の意なり。されバ今此なるを始めて下ふ次
妹伊邪那美神ハなる次まで。皆同時なりて。指續き次

第ふ成坐るあり。兄弟の次序ハ如し。父子の次第の如
て。次よ後神ハ。前神の御世避く。
ぶ。おもひまがふるこなを勿也。○高御産巣日神。神産巣
日神。高御産巣日神ハ。書紀よ。高皇産霊尊。皇産霊此云
美武須毘。古語拾遺ふ。古語多賀美武須比。新撰姓氏録
ふ。高弥牟須比命。なれハあるを以て訓を知ら。タカミムスビ。カミムスビ。
ハ唱るハ。音便よ類也。後世の訛ふ。御名義。高ハ美稱。
名をも高木神ハ申せり。下ふ見ゆ。御も美稱なり。神産巣日
神ハ。書紀よハ神皇産霊尊ハありて。皇てふ一言多し。
ふこハよ高御産巣日ハ並びて。御名なれバ。此も必
神御ハなる法ふ。然るふ延喜式出雲國造神

賀辞ふも高御魂神魂命、まと祈年祭詞ふも神魂高御魂まと御巫祭神八座の中ふも、神産日神高御産日神三代実録二巻より出たる也。此等ふ此二柱を並挙とふより、何れも神魂の方より御字無し。姓氏録ふ有る所ふ出たる中ふ神御魂ともあれども、多くハ神魂をあり。故考るに、凡て古言ふ同音の二故重なるを、約めて一ふ云例此彼をあれば、倭迹々日百襲姫命を、夜麻登々も有り。又族人を多毘登をある類あり。これも神御をし美の重なる故より、多く約めて申したるなり。されハ神の微より御ハ具なり。神字迦微を訓法し、迦微美を切めて、迦年美を切めても、共ふ迦微をふ





也。ふ留ふ有り。迦年を訓くハ、御たるふ言具らず。但し書紀ふ皇神御をもふ二字を迦微を訓も可きも。御名義、神御ハ高御をし並びたる稱辞なり。産巣日ハ字は皆借字にて、産巣ハ生なり。其ハ男子女子、又苔の年須万葉ふ草武佐受なども有り。なを云年須ふて、物の成出るを云。されバ産字ハ正字を見ても可し。書る様ハ有れバ産霊を書也。又産日をも言ふ。仁徳天皇の大御哥より、子産を古年をよるを、すなわち又産巣を生の意をハせばして、産を生乃意をし巣日を連きく見法多りを思ふ由も有り。其考ハ七之巻五十七葉より出せり。日ハ書紀ふ産霊を書たる。霊字ふく當也り。凡て物の霊異なるを比を云。久志毘の毘も見たり。高天原より坐す天照大御神を、此地より瞻望奉りて、日を申

ばも天地間ふ比類もなく最靈異ふ坐ず故の御名ふ
毘比古比賣あぞの比も靈異あるよ神美稱あり又
禍津日直毘あぞの毘も此意なり されば産靈ぞ凡
て物を生成ばあぞ乃靈異那る神靈を申ばあり さ
毘を神佐備荒備あぞの備ぞ同くて夫流ぞも活用て
米久ぞ云よ似うり されば年須毘ぞ ハ生むぞばる狀
を云あり ぞ思ふ ハ非ず彼夫流ぞ活用く備ぞ
ハ異なる毘故假字も彼ハ備を書き此ハ皆毘を書毘此
外ふ火産靈和久産巣日玉留産日生産日足産日角凝
魂あぞ申ば御名もあり 年須毘の意皆同じ さて世間
ふ有ぞあるぞ ハ此天地を始めて萬の物も事業も
悉ふ皆此二柱の産巣日大御神の産靈よ資て成出る

もの多り いぞ其事の顕なる物よ見えつる跡を以て
一切二切いはば 伊邪那岐神伊邪那美
神の國土萬物を生成賜る其初ハ天神
乃詔命よ由る其天神ぞ申ばハ此よ見ある五柱
の神あらあり 又天照大御神の天石屋よ刺隱坐し時
も御孫命の天降坐ばるよりて此國平ぞ治
神を遣ば時も其事思慮給ひし思金神ハ此神の御子
あり 又此國を造固め給ひし少名毘古那神も此神の
御子あり 又忍穗耳命の御合坐て御孫命を生奉給ひ
し豊秋津師比賣命も此神の御女あり 又此國の荒ぶ
る神等を詔向しも御孫命の天降坐しも皆此神の詔
命よ由あり 大かた是らを以て世よ諸の物類も事業
も成るハ ふふ此神の産靈の御德あること を考ふ知
ぞし 凡て世間よなる事の趣ハ神代ふあり 跡を以
て考ふ知ぞあり 古より今よ至るまで世中の善悪
共 後ぞ を来しつるふ ぞを驗むるよ ふふ神代の趣
よ違ぎるぞあし 今ゆくさを萬代まぐも思ひはう
ぞ ばぞしゆく又右よ挙ぐある事ぞも を ふふよく考る
よ 天照大御神ふ此神相並坐て大御詔仰せく事ぞも
成ぞ 大穴牟遅命よ少名毘古那神相並坐て國成ぞ 忍

穂耳命ハ豊秋津師日女命相配坐て御孫命生坐る是
ら何も相並坐神有て此神の産霊の御功の成る
ことの同じさまなるも深き理ありてなるべし又
書紀よ此神の御児千五百座ありてなる千五百ハ
なべて数の限るなく多きを云例なれバ有ゆる神も
ちなを皆此神の御児なるゆへ云むも違ふべ神も人もみ
な此神の産霊より生出ることなり拾遺集の歌に君見け
ばいむしかぶ乃神ぞ恨なる人を何造るけ
むやよ恨るハそのてハなく世人も古意をも
く知ることなり狭衣物語よりやうくしも造るれ
ばやいてるハ彼拾遺集哥よ依ていてるなり されバ
世ハ神ハしも多よ坐ども此神ハ殊よ尊く坐て産
霊の御徳申ハも更なれバ有ゲ中ハも仰ぎ奉る法く
崇き奉る法ハ神ハちむ坐ける然るを書紀の初よ此
ハ甚く事足ハぬさまを神を舉られざる
別ることなるよ本書ハ一書ハ一書よて本書ハ
ハ末よ至てゆゑなく出給ふ

ふも いうてぞや関ハ此神ハ餘神の如く然ゆゑ
なく挙奉る法ハ神よハ坐ハ此ハ必此記の如く初ハ挙
奉るおうふ法ハうやなりし又代くの物知人ハ
も なべて國常立神をのみ上ハ神のごとく記ハ
挙て此産巣日神の御徳をバ ちもさぐせざるハ
だ書紀をのみ據て此記ハをよくも見ざ
の意を深く考ふる失なり上代ハ此神をて朝
廷ハも殊ハ崇祠給ふ彼國常立神ハ祭給
ひし事も関ハ諸國の神社ども中ハ
も をさく見ハ なるこ なるも さて此大御
神ハ如此二柱坐を記中ハ其御事を記るハ二柱
並出給ふる處ハ なくして或時ハ高御産巣日神或時
ハ神産巣日御祖命ハかく一柱のみ出給ふる其御
名ハ異ども唯同神の如聞ハ抑かく二柱ハし
て一柱の如く思ふ二柱ハして其差の髣

鬒しあハ、いかゝ深き所以ある事ゝあるべきにて
古語拾遺をぐしよハ、高御産巣日神を神魯伎命、神産巣
日神を神魯美命ゝせり、又和名抄よハ、産霊ゝ標て、兄
須比乃加美ゝあるに、或書ハ此二柱の産巣日神を、天之
御中主神の御子ゝしるハ、例のおしなべくの
漫言なり、書紀神武御巻ハ、天皇大御身ゝ弦うつ顕爾し
て、高皇産霊尊を祭を賜ひ、又鳥見山中ハ祭庭を構て、
皇祖天神を祭を賜ひし事ゝ見ゆ、神名帳ハ神祇
官坐御巫祭神八座並大、月次新嘗の首ハ、神産日神高御産日
神ゝあり、此八座の神等を祭給ふこゝハ、神倭伊波礼
毘古天皇の御世より始まり給る事、古語拾遺よ見ゆ

此餘ハ、此神を祭る社ハ、神名帳よ、山城國乙訓郡
羽束師坐高御産日神社、大、月次新嘗、大和國添上郡宇奈太
理坐高御魂神社、大、月次相嘗新嘗、持統紀よ、新羅調を
奉を賜ふ、五社の中よ、菟名足ゝ
日神ゝあり、正三位ハ、此社なり、又三代実録よ、法華寺薬師高御産神
も、此社なり、十市郡目原坐高御魂神社二座、並大、月
縣郡高御魂神社、名神大、書紀、顕宗巻、
十五葉考、合ハ、山城國風土記よ、
久世郡水渡社、名天照高弥牟須比命、和多都弥豊玉比
賣命、神名式よ水度神、三代實録十二よ、大和國神皇産霊
神ゝあり、見ゆ、○三柱、元て古ハ、神をも人をも数を
ハ、幾柱ゝ云を、神ハ本よりゝこゝあて、皇子等をゝ

をも然云る記中常此こゝを好り。やゝ後りハ三代實録
十一清和天皇の大命ふ太政大臣一柱を詔ひ給ふの
物語藤原君卷ふ大將ある人の女等此事を云よ今一柱ハ
ゝを云ゑ皆貴人のうゑのあゝを好り書紀よ佛像一軀二
はしら二はしらゝを訓ゑあらゝばの物語りも佛一ハ
軀なゝをなるゑも一
檀觀世音菩薩一柱ゝをあゝをなり又文粹前中書王の文よ白
称德紀の宣命りハ二所乃天皇ゝをなり中昔の哥物語
なゝゝりも貴人をバよゑ幾所ゝを云ゑ今
世の俗言よ御一方御二方ゝを云ゞ如し。さてもかゝ柱ゝを
しも云所以ハ詳ある紛ゝ。ま紛上代りハ宮造るこゝを
を云よ底津石根よ宮柱布刀斯理ゝを稱ゑ或ハ柱ハ高
太くあゝゝもいひ大殿祭詞あゝゝも柱の事をのみ旨

ゝをいひ又書紀の表祁御子此室壽の御詞ふも築立柱
者此家長御心之鎮也ゝを先詔ひ其外神代の始よ女男
大神天之御柱を行廻ゑ坐しを始て柱を云るあゝを多
く後よハ神宮ふ心御柱あゝを云こゝもあり。かくて其
柱ハあるゝ並立る物あるゝ故よ。ゝを皇子あらなゝゝ
を数多立並坐を賀て幾柱ゝを譬ゑ申せしあゝあるゝも
賀譬ゑし例ハ万葉二廿一丁よ真木柱太心者ゝを大ふ
不動心をあゝゑ二十二丁ふ麻氣波之良宝米豆豆久
礼留等乃能其等已麻勢波と刀自於米加波利勢受ふ
ゝをあり又あるゝ立並ぶを木ふ譬ゑるハ同廿二十八丁

小麻都能氣乃奈美多流美礼婆伊波姙等乃和例乎美
於久流等多〻理之毋已呂松樹の並〻るを見るハ家
しゞ如しを云ふ所なり。私記に蓋古以貴人喩於木故為一
草也といふるし。○並ハ美那と訓ふし。字書に皆也とも
此説ハ宜しる。
也とも比也とも注せり。是を那良毘
尓と訓ハ古への語ざるふ所なり。○獨神とハ次この女
男耦て成坐る神〻ちと別ちて唯一柱ゝ成坐て配
坐神無きを申ふあり。並兄弟のあるを獨子と云ふ
如し。神の下ふ登てふ辞を添て讀ハ宜しる。○隱身也とハ御身の隱るを
所見顯るを給ふぬを云あり。御形體の無きを如此言と
心得ふハ後世のあるさかしき
倶久伎斯子也と詔るを思ふ故し。御身無くて御手

ハなるゝ故なりハ此手俣の〻と世人乃心ハ如何思
ふ〻む。凡て神代の故事を假の寓言の如く見るハ例
の漢意の癖ふて甚く
古への傳ふの意ふ背きり。○上件三柱神ハ如何ある理
ありて何の産靈ふよりて成坐ると云ふと其傳無け
るバ知かゝし。然るハ甚も甚しく靈しく妙ある
神とわゝふ〻ゝで成坐きむ。それと其ハ〻ふ心
も詞も及ぶ所ふあ〻ゝ称バ固を傳のあるゝそ諾ありけ
ふ。凡て古への傳なる事を已が心以て其理を考ふて
ふしはなくふ説くハ外國のふ〻ひとりを妄なるわ
ざれを。又此神〻ちハ天地よりも先だちて成坐ふるをバ
天地乃成るとハ此次よりあれバ此神と
ちの成坐るハ其より前ふ
〻で成坐しけ事を書紀一書に天地初判一物在於虚
中又一書に天地初判有物若葦牙

生於空中。なぞらへを以て准ふ知るべし。いまだ天も地も無きを以前ハ。いまだくもくもくみるむすびなき大虛空なり。○虛空を即天とするハ。漢籍のさだめ。天ハ虛空を謂て非ず。なほ天を虛空とハ別なるなり。傳十七の北七の葉にいへり。於高天原成とも云るハ。後よ天地成てハ。其成坐まし處。高天原ゐなりて。後まて其高天原ゐ坐し坐神なるゆ故なり。元来高天原なりて。其処よ成坐とも云りハ。書紀一書に曰。天地初判。始有俱生之神云々。又曰。高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇産霊尊。次神皇産霊尊。

次國稚如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣琉之時。琉字以上十字以音如葦牙因萌騰之物而成神名。字麻志阿斯訶備比古遲神。此神名以音次天之常立神。訓常云登許訓立云多知此二柱神亦獨神成坐而隱身

也。

## 上件五柱神者別天神。

次ハ下の成神系係なり。國稚云ミ系係て云ふハ非ず。次成神名國之常立神あるを同じ。其餘も前後みな次某神あ
る例なる故。此ハ其成坐る由縁より云。故に文の隔ある。○國稚稚ハ和訶久を訓なし。書紀に和訶久ハ此字を用ひ
たるなり。但し此記ハ元て和訶ハ若字を用ひて稚を書る例なれバ。此ハ和訶久に非ずとも思ふ。他に訓なき言を赤思ひ得ず。書紀一書に國稚地稚
之時を云ふをバクニイツチイジノトキを訓るを。



忌部正通口決に宇比志なり。宇比を切ものを解なり。宇比を切ものハ伊を略ればなり。然も略る法ハ言の連ぶ音なり。略ればイジノトキを云
ずくなり。元くかゝる法用言より之を省ずくなり。イ。トキを云て。師の云ふが如し。又之を省きて。イ。トキを云て。意
あるべし。國イ。ジ地イ。ジギ時を訓なり。されば此言
他に見えず。又書紀にも。稚字ハ和訶を云に。のみ用
ひたり。異訓ハ此外に見えず。うかつに彼訓ハあはれ
なり。和訶志ハ元て物の未成ものを云ハざるを
云て。書紀にハ幼字をも訓み。中昔の物語書などに
も。人の幼稚きを云るあを多く。万葉に三日月を若月
をも書り。月の形ろいまだ滿ずしてハざる。推古紀に
意を以て。若てに字をバ書るあり。
ハ肝稚を云ふをも見えたり。又物の壯に美麗方に
某を云類あり。此ハ未成ずしてハぬを云を
ハ甚く異なる如くなれども。本は一ツ意なり。さて國土

ハ、伊邪那岐伊邪那美大神の始めて生成賜ふれバ、此時ハ未然物ハ無きを、如此言るハ、成きる後の名を假て、其始の狀を談きるなり。○浮脂ハ宇伎阿夫良ゆ訓ばし、浮雲浮草なゆ云類の称ふて、物の脂乃水よ浮ぶる、況古ふ如此称しあめ、ゆ訓るハ、もろし、脂ハ、和名抄よ、形躰部、肌肉類、脂膏和名阿布良、又燈火油、四聲字苑云、油ハ、荏麻取脂也、和名阿布良ゆあり、さて脂よ譬ふる例ハ、朝倉宮段よ、大御盞ふ槻の葉ゆ落浮ぶるを、三重媛ゲ歌よ、宇伎志阿夫良ゆ、御盞ふ御酒のうふよ、木葉の浮ぶりけ、形狀を以て、今此の狀を思ひ合ばし、抑此段ハ、天地の成る初發を云るふて、先其初よ、此物の一叢生出るなり、此を如浮脂ゆ譬ふる、其漂蕩ふるなり、其物を脂の如くなる物ゆ謂るハ、非是、書紀の傳ハ、魚なも雲なも譬ふるなり、知ばし、一書よハ、其狀貌難言ゆ、也、其物ゆ形ハ、詎かゆ求ふる如く、正しゆ、○久羅下那洲ハ、多陀用幣琉の枕詞なり、こハ如浮脂物を譬ふる云ふ言ハ、非是、其ハ既よ如浮脂ゆ云ふれバ、若如浮脂物ゆあるバ、浮脂ハ其形を譬ふ、久羅下ハ其漂蕩ふるを譬ふるなり、然る丈のさなりてハ、久羅下ハ、和名云ばきし、ゆ、然る丈のさなりてハ、久羅下ハ、和名抄よ、崔禹錫食経云、海月一名水母、貌似月、在海中、故以名之、和名久良介ゆあり、此物海中を漂蕩ひ行く物よて、其形晝晴る天よ月の白く見ゆるが甚く似て、信よ海月ゆ名付ばきるる物なりゆ、那洲

ハ如くに云意なり。吾徒稲掛大平ら。似たるなしに云るにもあらざるし。那に尓にハ通音なるうるに那須備中の郷名に近似、知加乃里に見て又似を漢籍にて訓ちぎ、ノ、ピリに合せて思るハ似たを那須に云るぼるりのぞ。此辞倭建命の御言に吾足成當藝斯形に詔ひ輕太子の御哥に加賀美那須阿賀毋布都麻に見て万葉ニハ三五十九丁に五月蠅成騷騒舎人三十八丁に五月蠅奈周佐和久児等三十五丁より鶉成伊波比廻三五十四丁より哭児成慕来座而あぎにあり猶多し。又歌ぬぬぬ詞に枕詞を置る例ハ書紀神代巻に真髪觸奇稲田媛神功巻に幡荻穂出吾也。又天疎向津媛命。履中巻に鳥往来羽田之汝妹。三代實録に薦枕高御産巣日神ぬぬ古ハ多かり。○多陀用幣琉ハ唐紀に漂蕩にある。此字の如し。書紀にハ久羅下那洲に云るを畧られ。是字を。クラゲナスタヾヨヘリに訓ぶ由のさぐあり。上官記大倭本紀にぬぬ云古書にも此クラゲナスに云言あり。万葉にも此字を書る。琉下なる之字讀ぶ云る。ふむはるが。さて此物の如此漂ひるハ如何ある處ぞに云に。虚空中なり。次に引る如く書紀に虚中にも空中にもあるを見て知ぶし。然るを如浮脂にいひ久羅下那洲なぬ非なり。此ハ未天地成らざる時に海も無きれバ。ぬだ虚空に漂ふるかくて海にあるぶし。書紀に開闢き物も此漂ふる物の中に具るぞし。

之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也云々一書曰天地初判一物在於虛中狀貌難言云々一書曰古國稚地稚之時譬猶浮膏而漂蕩云々一書曰天地未生之時譬猶海上浮雲無所根係云々此等々引合せて其時の形狀をおもうに辨ずべし知がたし閑闢之初天地初判ありて同じくして先づ大らかに此世の初めに云出るものなり天地未生之時に云るハいさゝかは云るあり さて洲壤云々ハ此記の國稚より猶游魚云々ハ狀貌難言なり猶海上浮雲云々ハ如浮脂に云るあり 如くなれば傳に洛いさゝか異なるが如くなれども考あれバ其形狀ハ皆同じなり さて此浮脂の如く漂蕩なりし物ハ何物ぞや云ふ是即天地より成るなれ物なりて其天より成なれ物ぞ

地ふ成なれ物ぞ未分ぶ一ふ清至て沌なるあ

冒書紀一書ふ天地混成之時ぞある是あり 混ぞハ未分ぶし

て清至て一泡なるぞ物ぞ生出なるを混成ぞハ云ふ即此浮脂の如くなる物の始なり 天より成なれ物ぞ云なるを心得べし天ハ実形なれ物ぞ云

く其初より物なるなれ物ぞいかゞもあれ 答ふ天ハ即高

天原なれバ実形なるなれ云もなり仰ぎ望て見

えざるハ遠き故なり眼の力ぞ及ばざるなり

ぶ然ふを天ハなれ氣のみぞ云ひ或ハ理のうへを以

て云なれぞハふ外國のわたりぞ説なりて甚く

古傳ろ趣より違なり又問然らバ其未分ぶ天ハ何物なるぞ 答天より成なれ物

天ぞなるなれ物ハ何物なるぞ 答潮より塵ぞ清至て

ハ如何なる物なるぞ 答傳説なるまゝバ知がたし又問

地ぞなるなれ物ハ何物なるぞ 答此ハ下女男大神指下沼矛以畫者

濁ぶる物なるぞ 答此ハ下迹云々ぞ見た書紀なるも以天之瓊矛

塩許ニヨ表コロ吕コロ

指下而探之是獲滄溟ぞなるを以て

知なれ 猶委き事ハ彼御段ふ云なれ ○註より以音ぞあ

ふハ其字の意をバ取らず唯音ばかりを借用るをいふ
即假字なり以ハ用の意なり母知布ぞ訓ぢし記中ふ
る皆同じ○如葦牙葦ハ和名抄ふ蘆葦兼名苑云葭一
名葦尓雅注云一名蘆和名阿之ぞ見ゆ葦牙ハ阿斯訶
備ぞ訓ぢし書紀ふも然訓ぢ但し備を清て伊の如く
讀ハもろし又訶を濁るもろし成り坐る
神御名の訶備ハ葦牙の如く生初るを云名なり牙
て清濁炳焉し葦牙ぞ通ずり和名抄ふ玉篇云蘊葵也葵蘆之初生
字ハ芽ぞ通ずり
也和名阿之豆乃ぞある葦の初生るを角具牙ぞ
云故ハ葦角ぞも云なり是葦
牙なり さて如ぞハ此ハ其物の形乃葦牙ふ似るれ
ば只萌騰るさまの似るばかりハ非ず故書紀ふも
形如葦牙ぞ



も有物若葦牙ぞもあり彼浮脂の唯ふ漂ふ
ふ狀のみを譬ふるぞハいさゝか異なり此ふ因
て成坐る神の御名ふもあるも負せ奉りを以て其いぞハ
く似るりきもあるを知ぢし○萌騰之物ハ母延阿賀
流毋能ぞ訓ぢし之字讀ぢ万葉十八丁ふ春楊者目生来
鴨又此河楊波毛延尓家留可聞なぞハ木草の莖又葉のハ
ふふ出初るを芽ぞ云も母延の約まりあ
る名なるぢし又米具牟も母延具牟なるぢし阿賀流
ふ言ハ書紀神武巻ふ一柱騰宮此云阿斯毘苔徒鞅
餓離能宮なぞあり物ハ天ぞ成ぢる物なり さて此物
ハ何處ゟり萌騰ふぞぞ云ハ彼虚空中ふ漂蕩ふる
浮脂の如くなる物の中ゟ出ぢなり彼書紀一書

ふ。一物在於虚中。狀貌難言。其中自有化生之神。云々。其中ゆ
るを思ふ。一書ふ。于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此
有化生之神。號可美葦牙彦舅尊云々。国中ゆハ。浮ちら
物の中一書ふ。譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物。如
葦牙之初生涅中也。あゞある。以知。ぢし。ちく此ハ天
地始ふて。如此萌騰。ほく終よ天ゆハ成ほる。是よ就て省
思ふ。阿米ふ名ハ。葦萌の切まりあるあく。斯の省
かあるゆ。むゞ。葦ハあゞ譬ふ云る物なれゆも
成坐る神の御名ふも負ふれバあゞ。又吾友横井
千秋云く。阿米ゆハ。青所見の素を省ふ。美延を約ゆと
るあゝむゝ。其ハ此國土ふ。ゆゞ蒼くゆ見ゆる。其
随を以て名けあるある。古より此間ふも他國よ
も。天をバ蒼き物ふ云ふあゆ多し。又阿袁ゆ云。色の名
も。本天ふり出ふるゆあゝむゆ云。此考も然るふ

ゆを。抑彼浮脂の如くなる物ハ。天ゆ地ゆ未分ゆ
て。あゞ先一泥よ成ほるあく。其中ふ天ゆ形る。ぢ物
ハ。今萌騰ほて天ゆあり。地ゆ形る。ぢ物ハ。遺を留を
て。後よ地ゆあれるなれバ。地の成るハ。女男 大神の段あり。是正〳〵く
天地の分ゆるゆ。書紀一書ふ有物若葦牙生於空
中。因此化神號天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。又有物若
浮膏生於空中。因此化神號國常立尊ゆある。此よ葦牙
の如くなる物よ因て成坐る神ハ天常立。浮膏の如く
なる物よ因て成坐る神ハ國常立ゆ申ゆを以て。天地
ゆ分ゆる。ゆ。地知。ぢし。但〳〵此ふハ。浮膏の如くふ
る物ゆ。葦牙の如くふる物

ぞ本らの別に生まるさまを云ふハいさゝか異なる傳なれども天地の分れたるさまハ此傳ともに殊に著明く聞ゆ或人問ていはく此一書ハまた天地の初分明しかれども彼浮脂の如くなる物一を以て天地乃初めなりしハいかゝ疑ひ天地の初を兼有てむるハ首に天地稚なりしを彼物ふたゝび天をバ云ひて天地に成るなり天をバ云ひて天に成る物ハ此一書の如く本らの別に生しなりけるなれども上に引かゞ答へ此疑ひ一らはさるなれども多くハ葦牙の如くなる物ハ浮脂乃如くなる物の中より生るを見え此記もさだらふ然ハ云ざれども彼物の中より萌上るなるなれば聞ゆれバ天に成る後物も共に浮脂の如くなる物乃中に包有るなり然るに天をバ云ひて國稚なりと云るハ凡て何事も此国土に成て語る傳なるものなれバ國を主として云る書紀の傳に此天神五柱をバ畧て唯國之常立神よりを始めるも此意ばえて國土を主て地なるなり又天なる物ハ上に去て地なる物の中に留りて地に成る後物の中に見る去ぬる物ハ客れ如くなるもなれども其初めを專地の方に取て國に云むとなれバ其初めを專地の方に二方に分て云るなれ故彼一書に本よりをバ地の方に取るぞ此ぞ地の初めなるを此ぞ天の初め只其時神の成坐る由縁に據て如此あるべきを語傳るハ由なきふちなるやうなる上代の傳説にていかでもく貴くあむなりける然るを書紀の首に古云清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地云云天先成而地後定なるハ漢籍の文を取てかざりふ書加賜類の漢籍の説ハ此ふ後人乃臆度に安説なるに古傳に背けるなるなれ初巻に委く論なるなれ

天地未剖陰陽不分云

さてかく浮脂の如

くある物の生初めしも其が分まりて天地の成まりしも
又此次々の神等の成坐るも悉く皆二柱の産巣日大
神の産霊ふるまひて云々ありて書紀顕宗巻に三年
春二月阿閇臣事代使于任那月神著人謂曰我祖高皇
産霊有預鎔造天地之功宜以民地奉我月神若依請献
我當福慶事代由是還京具奏奉以歌荒樔田歌荒樔田在山背國
葛野郡壹伎縣主先祖押見宿祢侍祠云々夏四月日神著
人謂阿閇臣事代曰以磐余田献我祖高皇産霊事代便
奏依神乞献田四十町對馬下縣直侍祠ものを思ふ
ゆゑに預鎔造ハ伊邪那岐伊邪那美大神の國土を生
成ありまりる事なるよ因て預ハ云るなりさて

此時の由縁ものを見えしく山城國葛野郡葛野坐月讀神
社名神大月次新嘗木嶋坐天照御魂神社名神大月次
相嘗新嘗大和國十市郡目原坐高御魂神社二座並
大月次新嘗磐余ハ十市郡なり對馬下縣郡高御魂
神社名神大阿麻氐留神社なり式に見えあり抑如此
後世まで其處々ふ重く祭祠を給ふを以て彼神著の
詔言ハ畏おほろきなりしなりなりを産巣日神の御
功の大きなるなりを思ひはかるなりしなり故今此事を
委く挙ぶ○因ハ從ものを云々同意にて此崩騰る物より生出
坐ひなり狀如葦牙ハ此物の即神ものなりハ非ず書紀ふ
異なるなり○此因字ハ如字乃上ふある意なりされ
ものを此記ハさるなりなりよかハいひ讀る便ふき処
なるよ字をバ置て漢文ふ目ふ○成神此如葦牙物ふ因て
生坐る神ハ次ある二柱ふなりし其故ハ上ふ引る如
く書紀一書ふ有物若葦牙生於空中因此化神號天常

立尊次可美葦牙彦舅尊又有物云こゝに見えて國常立尊は生坐るハ別なり又此記の趣も此二柱以上を天神なりて段を結ぶ若國之常立神なりをも此如葦牙物より因て成坐せば此物ハ天なるべし然らば天之常立國之常立を申次御名も天に地なる分もなれバなり彼神等も共ふ天神なりて天神ハ天之常立神までなるべバなり天之常立如葦牙物ハ天の始なれ地の始なるハ非ずバ國之常立神ハ此物より因てハ成坐まじきものなり右なれども又なるまじきなるハ如此くなるも定ぬ難きこゝにありて伊邪那美神までも並共より此如葦牙物より因て生坐るかなども思ハるなり其所以ハ國之常立神の下ふ云ばし○宇麻志阿斯訶備比古遲神書紀より可美葦牙彦舅尊可美此云于麻時彦舅此云比古尼なり宇麻志ハ美称なり阿斯訶備のみより属なる称より其ハ心なも目なも耳なも口なも美きをバ皆讃て云言ふて今世てハ物の味の口より美きを書紀より可怜小汀可怜此云可怜御路可怜國なども可怜人美称なりハ干麻師可怜國なども白檮原宮段より宇摩志麻遲命堺原宮段より味師内宿禰書紀崇神卷ふ甘美韓日狭なども云あり万葉三より見えし吉野人味稲を云を懐風藻なりハ美稲を作を宇麻志なる言なりハ美字なる當なり阿斯訶備ハ上の葦牙ハ下より云るゞ如し比古ハ男を称美て云称比ハ産巣毘の毘を同意遲ハ男を尊みて云称なり老人を云も古ハ子なり

尊むあり出ふるなくしたし。意富斗能地神。書紀の塩土老翁。老翁此云烏賦。皇極紀の歌ハ歌麻之ゝ能烏賦。万葉十一ノ山田守翁十七ノ佐夜麻太乃乎治。あゞも此遅も是あり。ちく比古遅衰遅あゞ云ゝ此ハ濁ゝ。本ハ清言ふて。明宮段の國栖人の歌ハ麻呂賀知ゝ。ある知。又父の知あゞも是あり。さて又八千矛神をも大遠理命をも。比古遅ゝ申せるこゝあり。其事ハ彼處。傳十一の三十二葉ノ云ふし。ちく此神ハ葦牙の如くある物ハ因て成坐る故ハ。如此御名ハ奉ふる。此御名の讀ハ宇麻志ゝ讀て。阿斯訶備比古遅を一ツ引連ゝ。葦牙之比古遅ゝ意ハ可ハ法ふあり。

○天之常立神。姓氏録伊勢朝臣條ハ天底立尊ゝあり。又國之常立神を書紀一書ハ國底立尊ゝあり。かゝれバ御名義豈許ハ曽許ゝ通ひて同じ。今世ハも底を豈許ゝ云こゝあり。さて底ゝハ下の極を云バ。國之底ゝハ云ふきれゝ。天之底ゝ云むこゝハいゝバゝ思ふ人ある法きれゝも。凡て底ゝハ上ハあれ下ハあれ横ハあれ至ル極まる處を何方ふても云ゝ。万葉十五ハ安米都知乃曽許比能宇良尓。宇良ハ内を良ふ同じ。ゝ項ある以て天ハも云法きこゝを知法し。紫式部日記ハ知らゝ清らある云る。限りをなく云ふ同ド。源氏物語ハ云ふも此詞あり。又六藤原宇合卿西海道節度使ハ罷ふ。筑紫尓至山乃曽伎野之衣寸見世常伴部乎班遣之ゝ。ある曽伎も極みを云て同ドこゝあり。細く云ゝ此ハ曽伎ハ曽久を體言ハ云ふ

て曾久ハ離放る意あり離居遠ぞく退あぐの曾久
あり かくて其を體言ふ曾伎ぞ云ハ曾伎る處を云
言あり 又曾許ぞ云ハ許ハ彼處此處あぐの処ふ
て曾伎處の意あり故曾伎ぞ意ハ全同じき那り さて
曾伎も曾許も離放る處を云て おのゝ〳〵其
離放るある至極の處ぞ称ふも通はしいふあり 又四
ふ天雲乃遠隔乃極遠鶏跡裳九ふ天雲乃退部乃限こ
ふの遠隔退部今本ハ訓を誤
まり 次ゑ引る哥りて知ばし 十七ふ山河乃曾伎敝乎
登保美十九ゑ天雲能曾伎敝能伎波美敝ハ方 又三ゑ
天雲乃曾久敝能極ぞもあり 又塞を曾許ぞ訓む境域
ぞ極畏の地あるを謂ふ 又常世國ぞ云も 字ハ借字 常ハ
底ふゝ右の意ふ同じ 此事ハ少名毘古那神段傳十二
の十のひゝゑ委く云を考見
し立ハ都知ぞ通ひて同じ その例ハ書紀ゑ國狭槌尊

を亦曰國狭立尊ぞある是あり 凡て神名ふ其豆知ぞ
云多し 其義ハ野椎神の下傳五四十五葉ふ云ばし 然ども此
御名ハ常立ハ借字ふゝ天之底都知あり 抑天ハ下ゑ
ゑて成〳〵り 阿斯訶備比古遲神ハ下ふ生坐ぞも
先あり 其始葦牙の如くあり〳〵時あるゞ故あり
天之常立神ハ其物の漸ゑ騰て騰ゑ極まるぞゝろふ
生坐む故ふ上ゑ成坐ぞも後あり されば此二
柱神の成坐る次第れ乃ばゝ如此くあるばものゝ
ぞ 然るを書紀ハ此次第ぞ反さまあるハ上ゑ成坐
ふを以て先ゑ挙げ下ふ成坐る
を後ふ挙ある傳ゑあるばし ○註ゑ訓常云登許ぞ
は若誤ゑて都泥なぐも讀むあぞを思ひて ふの此ハ
借字あしぐも古より書なれる字を其隨ゑ用ひゝ
ふ故ゑかゝ訓註あるふの 借字ふ訓を注ばあるふ
ぞハ神武段ゑ土蜘蛛を

土雲を作るなどゝ其例なり。○此二柱神亦云々。舊印本又一本に神の下に足字あるは衍なり。今ハ延佳本又一本などゝ無きに從ひ改。元々集に引るなも無し。師ハ是字を誤るなるべし。上に此を云まゝ上に此を云まゝ

きバ。又是を云ふくもなるべし。又上此例に依るべ。○上

しは並字を誤るなるべしも思ふべ。然るも非じ。

件ハ加美能久陀理を訓ふし。書紀推古卷に初章聖徳皇子

命の十七條憲法乃中

此第一條のことなり。此訓古言なり。さて大和

物語に。かむのくぶり啓せて勞け給ふべ。此も加美乃久

陀理を云。古言の遺ふる言なり。書紀欽明卷に上

ハ。中昔より音便に類ふる言なり。此も加美乃久陀理能を訓ふし

件色人を云。此も類ふる音便のまゝに訓るなり。凡く中昔よりして

件之云くを云。語多し。此れ上件之を云ふ語を上を

畧ふ。りを音便ふこを云りて。正しかゝざる言なり。正

しくハクダリを云ふ。宇治拾遺物語に。なり此事

を申して云まゝ云ふ。後世ハ。行字をのみ

を。然らば。彼書紀なる初章なく心得ふれ

條なるの類皆クダリを訓ハ。心得ふし。某章某段某

を書も。如上件を云ふ。又諸文書の終に。如件

を云ふなり。○別天神。別ハ許登を訓ふし。其由ハ先

書紀の傳に。多く國之常立神を以て最初の神とし

て。此五柱天神を挙げるハ。なぐ此國土の方に成坐る

神を。ならみ申傳て。天上に成坐るを。別なる神として。

畧ふる物なり。如何を云に。彼紀本書に。初ハ高

御産巣日神を挙げて。末に至ハ

挙なり。若此神無しを。初に挙ざるなるバ。末なるも

挙まじきを。末に挙て初に挙ざるハ。畧ける非ずや。

又一書に。先國之常立神なるを挙て。次に又曰を。天

上ある神等を擧てるも天上ある事別ある神をせ
ふなり天上をハ別ふせる意なり又曰を云ハ一曰を云ハ
異説ハ非ず同書の内ふ又別ふ如此記ふ意なり されバ別を云るも
其意ふて天上ふ成坐るをバ別ある神をして分さ
ふもの多り又天照大御神より以下の神ふも天
上ある事をバ天神を申ス事ハ元て等しかるべ異
の初より成坐て彼天神ふ坐ス故ふ其差を
事ぶ故ふ上の意ふ決むべし又師ハ別字をコトぐニ
を訓事ふ別ふ又ワケを訓ふもよろし○舊事
紀ふ別天ハ下尊別高皇産霊尊ふ云る別此の別を
其意相似ふるべ如くあれども別某神を申ス御名古
書ふ例ふし何ふ據て書る彼紀ハ真書ふ称バ信ふ難し天神ハ阿麻都迦微を
訓ふし文武紀の詔詞ふ天都神聖武紀の大御歌ふ阿

麻豆可未大祢詞ふ天津神ふ事ふ以證を信し
猶此餘ふも多し然るを世ふ天神地祇を並ふ云を
餘のをバアメノカミを申ス事ハ非ふ何を皆アニ
ツカミを申ス事ハ訓ふ古ハ無し右ふ出せる例ども何を地祇を並ふ云ハ
処てハ非るべし但此記の例ハ元て阿麻都を云ふ
は津字を加て書を此ハ古ふ常ふ天神を書
あれて アニツカミを唱て其
事を故ふ津字ハ加ず唱ふ事ハ當時誰もよく
件五柱ふ於高天原成神を事ふ上
知ふし又此ふ如此天神をある以
神をふ七代の神等ハ天神を申さ事ふ
ふし猶此事ハ下神世七代ふ委くふし

次成神名國之常立神。訓常立亦如上

次豐雲上野神。此二柱神亦獨神成坐而隱身也。

國之常立神。御名義。天之常立ハ准可知。常立の字ハ就て解ル説ハ。皆々あはず。此御名を之と畧きて。又尓登許多知と申ハ非あり。書紀ハ之字を畧きて書きしるハ。彼紀乃例ハ讀附法く書きあり。然るを後世ハ古言をバ尋む文字と理とのみ故ハ讀法も漫ルあり。抑神御名ハ。殊ハ謹ていさゝかも訛なく讀奉るべきなるを。此記ハ。殊ハ謹ていさゝかも訛なく讀奉るべきなるを。此記ハ。訓注を加ル。誦声乃上下を思ふ。又此神を。天之御中主神と一ツ神とあり。云ハ。例の牽強なる中ハ。殊ハ甚しきものゝ。其餘此神の御事ハ。例の漢意以てさかしく言痛きことゝもをいひ。なるなる。みな論ふも足らぬなり。さて書紀ハ。國常立尊次國狹槌尊次豊斟渟尊とあり。此記の傳と異ハ。此記ハ國之狹土神。後ハ別段なり。伊邪那美神まで。十二柱の成坐る由縁ハ如何と云ふ。先上那ル阿斯訶備比古遲天之常立二柱神ハ。天乃始ある葦牙の如くなる物ゝ因て成坐て。天神あり。其由ハ既ふ如し。次ハ國之常立より以下ハ神ゝ。彼如浮脂物

の中に天に成る物ハ既に萌騰て地に成る物
に因て成坐るなり其由ハ上に引る如く書紀一書に
又有物若浮膏生於空中因此化神号國常立神に見た
天之常立に對て國之常立に申し御名も地に依て
なり かくて上に如浮脂而多陀用幣琉之時に
は廣く伊邪那美神の成坐ますに係る語あれバ國
之常立神より次々皆此物に因て成坐るあり 然
かゝ然関ハ 然らバ如浮脂而云々に上に云
ふハ如何に云ふ 國之常立神の処に云ふを
より分て萌騰を形容ふ此物を先に記ふハ
なれ 國之常立神の処より記さるハ既に上に云ふ
故なり 上に云ふを再言ふ ハ語拙かゝし

更に云ざれども時に云ハ廣く下まで及ぶ詞あれバ
おのゝ乃ち それに関ゆる なり 天之常立神
其段をバ に ふ 次成神に云
ふハ なに上を承て連く意なるを 然ども又ひと
ゝ ふ如是くなも定め難き所以あり 其ハ書紀に天
地之中生一物狀如葦牙便化為神号國常立尊次國狹
槌尊次豊斟渟尊 一書に國中生物狀如葦牙之抽
出也因此有化生之神号可美葦牙彦舅尊次國常立尊
次國狹槌尊 一書に其中生一物如葦牙之初生
中也便化為人號國常立尊 此等に依 此
記の趣も葦牙の如くなる物に因て成坐に云ハ國之
常立神なも係る ゝ ゝ む 然るに此神の処に
次 のに ハ

次に成神名、やがて更に〳〵云ふハ、ふじみあり。若然らバ、伊邪那美神、天神やがて段を分てる故乃ち、まで十二柱、みな葦牙の如くある物より因て生坐るなり。其故ハ書紀ハ豊斟渟尊も同く此物より因て成坐てあるなり。此記も豊雲野神、神孫下ハ界無く、下ハ界続きなれバ、獨神成坐云〳〵やがて云ハ界なれども、此ハ男女並生神やがての堺のみなり。若此を堺として、此より下ハ葦牙の如くなる物ハ因らずやがて云ハバ、國常立神も、其上より堺あれバ、如葦牙物ハ因りやがて云がゝし。但し如此く定むるやがてハ、國之常立神より、伊邪那美神まで十二柱も、共ハ天神なるなり。彼如葦牙物ハ、天やがて成る物なれバ、然らざるハ疑はし。若くハ同じ一ツの物ハ因て生坐て、天神なるを、次の十二柱ハ、其上方ハ生坐ふ。天神より非るゝ然も此段ハ、其下方ハ因て生坐る故正〳〵天地の分き

ある初を語るゝ。成坐神も二方より分きて、其御名も、天之常立國之常立やがて明らかふ分きられバ、国之常立神以下ハ、必ず地やがて成るなり物より因て生坐なるなり。故此事ハ、一方ハ定免がゝてなる。姑く二むすびハ解る。○豊雲野神、御名義。豊ハ、物の多ふして足ひ饒ある意の言なり。稱辞あり。豊布都神、豊石窓神、豊玉毘賣命、又豊木入日子命、豊鉏入日賣命あるやの例の如し。又人名あるでも、豊葦原中國豊明豊榮上豊壽あるやも云ふ。雲野ハ、字ハ借字なり。久毛ハ、久年久美久比許理あるやゝ通ひて、其由ハ次より云物の集ふ凝る意やが初芽ハ意やを兼るゝ言あり。此二意又あるやゝ相通ふ。物集ふ凝て、物の形ハ成もの

也なり。野ハ怒ヤ訓て。凡て野をバ古ハ怒ヤ云。能
の云く。野角篠忍陵樂なゞの能ハ古ハみな怒ヤ云。師
故古書ハ此等の假字ハ能乃なゞをバ用るこゝ無
こゝ。なゝ奴怒農濃なゞを用ひつゝ。農濃なゞハ又
純假字なり。ハ非。凡て右の言ヤもを能ヤ云ふヤ
ハ奈良の末ゆゝ。ゆゝ云ふなゞ。沼の意なる。
始まれり。ヤ云也なゞ。沼の意なる。
久毛ヤハ彼如浮脂物の純凝生て國土ヤなる。
き初芽なる由を以ひ怒ヤハ其物を指て云。彼國土
ふなる。ふ物ハ潮ふ泥の淆生なる物なれバなり。凡
て水流停也る處を沼ヤ云。又書紀一書の御名ふ依
ふ野ハ主の意なれもなゝ。其由ハかくて此神御
名書紀ふ豊斟渟尊斟ハ久美ヤも訓ふ。一書
ふ組ヤもなれバ此ハ久毛ヤハ久牟なる

ふし。一書ふハ豊國主尊ヤなり。こは雲野斟渟ヤ合也
又久牟尔の約まりなる。て思ふ。國ハ久毛尔
同くて。彼野渟ヤ通多言なる。ふ。其尔ハ宇比地迩の迩ヤ
尊ヤなる称なり。ゆく此御名ふ依ヤ。又雲野なり
野も主乃意なくもなり。○此御名ふ依て思ふ。
久毛又久牟なゞ通多なり。若然らば此御名の國昂
凡て國土ヤ云名ハ久毛尔なり。雲野ふ神名ヤ同意
ふもなり。亦曰豊組野尊。久美ハ久毛久牟
亦曰豊香節野尊。布斯ハ比ヤ切まれバ香節ヤ買
尊亦曰浮経野豊買尊。ヤ同じ。さて加比ハ久比ヤ通ひ。
久比ハ久美ヤ通ふ。猶此事下なる般若神の下。ふ云
ふ。されバ此御名も雲野ヤ同意なり。さて浮経野ハ
浮ハ彼如浮脂物の空中ふ浮なゞ。ふなる意。又ハ後世
の歌ふ泥を宇伎ヤい可バ其意ふもなる。ふ。経ハ
含ふく彼物の中ふ地ヤ。ふ物の含まり。ふ由
なり。花の未開ぬを。ふ云ヤ同じ。次の兼木國
ヤ合考ふ。野ハ豊國主ふ同じ。亦曰豊齧野尊。
雲野の野ヤ同じ。

久比ハ加比久美なれバ通。亦曰葉木國野尊。葉木ハ富
にこそ。上よ云るがごとし。約まり
て。含まる意なり。含まるを冨とまるとも云。布冨ごとも
至なれども云至。又波具久牟波碁久牟なれバ言をも
思ふ。亦曰御野尊ハ久美怒の久の省かりなるべし。
濁る。又御沼なくもあるべし。此にある。
此等の御名どもは此彼引合せて其義を定めるべし。又師
の冠辞考刺竹條に。籠ても久美ても通ふ由を委く云れ
なり。開き見べし。信に許毋理も久麻も集て凝る意あ
て雲も其意にて。本同じ言なるべし。又角久牟芽久牟
涙久牟なども久牟も初て芽ぐむ意にて。凝る意を帯た
れバ同言なり。猶下なる角杙神の下にも考合すべし。○彼
書紀一書に出たる御名どものうち。豊香節豊買葉木
國などもまたハ稲に依たる御名かとも思ハ、

由なり。其ハ香節ハ八千矛神の御哥に。やちほこの。一本
薄。うなかぶしなる如く。稲の鬣の垂る意。豊買は
豊穎。葉木國ハ。稲のつぶあつきこりたる意にて。雲
野なれども。かの久美竹乃久美ふさく稲のふさやかにこ
もりたる意なり。然れども。此段に成坐る神の御名に
稲を以て負せ奉るべくも非ず。其ハ次々の神たちの
御名の類に非れバ。
此考ハ用ひがたし。雲字は下なる上字のことハ傳の初
巻五十六葉に委く云り。○獨神云々。書紀ハ獨神成坐るも
女男神偶て成坐るをも分て。此までを一段とせられ
たる哉。さて。に凡三神矣乾道獨化所以成此純男と
あるを。古傳の本書にハ。此記の如く。いづ此三柱
神者獨神成坐也なりけむを。例の撰者の強て
漢ぶりなる語を加へて書れたるなり。いはゆる
語なるべし。此記ハ神世七代を云を
一段として。此處をバ下に續けたり。

次成神名宇比地邇上神次妹須比智邇去神此二神名以音次角杙神次妹活杙神二柱次意富斗能地神次妹大斗乃辨神此二神名亦以音次淤母陀琉神次妹阿夜上訶志古泥神此二神名次伊邪那岐神次妹伊邪那美神此二神名亦以音如上

上件自國之常立神以下伊邪那美神以前幷稱神世七

代。上二柱。獨神各云一代。次雙十神。各合二神云一代也。

宇比地迩神次妹須比智迩神書紀ハ渥土煮尊沙土煮尊ト書テ渥土ハ云于毘尼沙土ハ云須毘尼ト注サレアリ。書紀ハ毘ハ清音ノ假字ナモ多ク用ヰラレタ毘ハ訓注ニ依テ比ヲ濁音ニヨクムハ非ナリ。凡テ連便ハ下ノ頭ヲ濁ルハ常多キレドモ其言ニヨリテ濁音ナレバ其頭ハ必濁ラズ例アリ。ハモ比地乃地濁音ナキバ比ハ濁ラザル例ナルヲヤ。ハモニ依ラバ宇ハ泥ナリ。渥字泥也ト注セ毘。後世ノ歌ナドハ泥ヲ宇伎ヲ云ルコトナリ是ナリ。

宇ハ宇伎ノ伎乃省カリタルカ。須ハ土ノ水ヲ分ル又宇ヲ本ナク宇伎ヲモイフカ。

ナルヲ云。サレバ渥土ハカノ如浮脂物ノ潮ヲ土ヲ混清テ未分ザルヲ云。水ヲ土ヲ和ル毘ナルハ泥ナリ。沙土ハ其潮ヲ土ヲ漸分ルナルヲ云。沙字ヲ書ルハ峡字水旁之地ヲ注セル意ヲ取ルナル意ノ名ナク本同言ナリ。但シ詩大雅ニ鳧鷖在沙ナドヲ云ル是ナリ。測ル其ルヲ云ヲ峡ノ沙土ハ猶潮ノ中ニ在リテ分ルヲ云ヲ和名須奈古ヲ云ル。ソレ水中ニアリテ分ルヲモ砂ヲ云ル。砂ヲ沙ヲ同ト。又須奈古ヲ須ハ即須比智ノ同ジ。迩ハ豊雲野ノ野ヲ通ヒテ沼アリ。沙土ハ既ニ潮ヲ分ル土ナレドモ。ナホ潮中ニアル故ニ。又書紀ニ二柱共ニ煮ナルガ如ク沼アリ。峡モ沼ハ峡ハ訶志古ヲ根ヲモ申ルヲアリ。根ナレバ訶志古泥乃泥ヲ同ト。サテ又師ノ説

ふハ宇は浮なり須ハ沈なり斯豆ハ須比地ハ泥なり
ゆゑ云也なる此も然るなし此ハかの一つよ沈也ある泥
云ゑ浮む泥ハ浮散て海ゆゑなり沈む の漸よ分まゝく浮み沈むを
泥ハ凝ゑ堅まりて國土ゆゑなり此時ハ迹をバ土
地意ゆゑて迹ハ土乃惣名なり故黏ある土を埴ゆゑ云赤土を赭ゆゑ云青多土を青丹ゆゑ云類多し
比地迹を泥土ゆゑも見なし抑書紀の字ゆゑ師説ゆゑ比地
の意異なり書紀ハ土ゆゑ作也されバ土形築墻なゆゑ
乃比地ふく土の總名ふ取まゝなり師説まゝハ土ゆゑ
水ゆゑ和ゑなるふく泥字の意なて和名抄よ泥和名比
知利古一云古比千ゆゑ見た後寄ふ多く戀路をいひけり俗言ふ杼
呂ゆゑ云物なり此二説今一方よ思定ゑ難し次妹ゆゑハ

此より五世の神等ハ各女男雙坐也ゆゑも男神ハ先ち
女神ハやゝ後也て生坐る故ふ次ゆゑ云なり妹ハ伊毛
ゆゑ訓なし和名抄よ伊毛宇止ゆゑるハ妹人の義なて後のこゝなり伊毛ゆゑハ古夫
婦ふまし兄弟よまし他人ゆゑらふまし男ゆゑ女ゆゑ雙ぶ
ゆゑふ其女を指て云称なり故よ記中の例兄弟を挙る
をバ妹某ゆゑいひ姉ゆゑ妹ゆゑなれバ弟某ゆゑ云て妹ゆゑハ姉
いはゞ阿遲鉏高日子根神次妹高比賣命ゆゑいひ姉石
長比賣其弟木花之佐久夜毘賣ゆゑ云るゞ如し心を著
なし古の定まりゆゑ見なり然也バ女ゆゑ女ゆゑの間よ
てハ伊毛ゆゑ云こゝゆゑハ上古よハ無かりしなり又書紀
仁賢卷ふ古者不言兄弟長幼女以男称兄男以女称妹
ゆゑなる如く男よりハ姉をも妹ゆゑ云ることなり さて又夫
婦の間よて妻を妹ゆゑ云ることゝハ世人もよく知也
こゝなり然るを書紀よ雄略天皇の皇后を指て吾妹
を詔まるを註して称妻為妹蓋古之俗乎ゆゑなるハい

らふぞや。此ハ今京ふ多ありてまぐくも常ふ云ふ俗ゝ乎ふゝゝハ強く萬を漢籍免りさむやくゝ地文ありて。
さくゝ又他人ぞちは間あくも男の女を指て妹やと云る
ちやも。万葉あゝふ甚多し。但し十二卷ふ妹やい多ゝ
あ来しかし俗し志りはゝふ加ふ多く欲ふ詞ふ有る
らも。やゝらるを思ふバ敬ふ法
ふ人をバいはざゝし称ふてそ然るをや後ハ女
やゝらの間ふくも称こゝやゝ多ゝ姉妹の間ふて妹
他人ふくも。万葉四吹黄刀自ゝ哥。又紀女郎ゝ友ふ贈
哥。又十九ふ家持の妹の。其妻の許ふ贈哥。其答哥なゝし
ふ。皆妹
やゝ云ふ。さて妹字をゝも書ハ此称ふ正しく當れる字
此なき故ふ姑兄弟ハ間の伊毛ふ就て當らるとのれ
ふ。ゆゑ此字ふ混みゝく言ハ本義を勿誤ふそ。然るを後世人ハひ
あらゝ字を主やゝて思ふ故ふ伊毛やゝ云ハ本兄弟の
妹ふゝ出らるゝゝ轉て妻をも然云ぞやゝ心得誤るゝゝ。

さて是ふゝ淤母陀琉訶志古泥神まぐくハふゝ女男雙
坐るを以女神をバ妹やゝ申ふゝ。嫁の事ハ未始まゝ
ぢる時あれバ妻の謂ふハ非ゝ。さて男神御名の迩下
なる上字ハ迩を上声ふ誦ゝやゝ。女神御名の迩下
ある去字ハ下声ふ誦やゝ。此事傳初卷五十六葉ふ云ふ。
書紀私記ふ問此二神御名煮同字也何故有變声之讀
哉。答是據古事記上煮字讀上声下煮字讀去声其由雖
未詳如此之神名皆以上古口傳所注置也やゝ云ふ。かゝバ
當時ハ日本紀を讀ゝも此記の旨を守ゝくゝ。ゝ多りゝ
の讀声をも漫ゝりハせざゝりしやゝ知ふし。延世ふくも
理説を乃ふ主やゝ。ゝる学者もかゝ
ゝるちやゝを必しハ。〇角杙神活杙神角ハ

都怒を訓ぐし。古ハ元て都奴を云ーて。上の豊雲野の野訓下に云ふが如し。角臣を此記ハ都奴臣を作るなれを以知ぐし。其餘も皆然をさて御名意元て物のまぐれに生初て。あるを見バ尾頭手足かぞの分ちハ未生ざる形を。都怒を云。獸の角も此意ハ名なるぐし。杙ハ借字にて。久比ハてを濁て讀ぐし。上の豊雲野の下に云る如く。彼久毛又久年久美許理なぐしハ皆通ひて。物の初て芽し生意の言なり。又物の集を疑る意をも兼て物ハ。物乃集疑て成るものなれバ。おのぐれ〳〵意ハ一ツに通る。芽具牟涙具牟なぐの具牟に同じ。具牟は具美を活用て言なり。されバ都奴具比なぐしハ。神乃御形ぬ生初なるなる由なり。葦なぐの生初るを。角

具牟を云ハ。此神名を全同じ。角杙を角ぐむなり。ハ或人もいひき。さて姓氏録に角凝魂命。角凝命。許理比を通ふ。神名式に出雲國神門郡神魂子角魂神社なぐなるハ。此神なるぐし。活杙ハ。生活動ぬ初る由の御名なり。神祇官坐御巫祭八神中ぬ生産日神姓氏録に伊久魂神なぐなり。ハ。此神なるぐし。さて書紀乃ハ此二柱無し。一書に曰。○註に二柱なるハ。此二柱雙坐て一世なり。なぐ。此に如何を云に。前後なるハ。此注なくして。此二神名以音を云注あるを。此乃ハなるく然る注なき故なり。○意富斗能地神。大斗乃辨神。意富ハ称辞なり。女神の方乃大字も。本ハ意富なりけを。後に写誤をるものなぐし。此二神名ハ以音を注せれバ。大字に

ハ[illegible]まゝ斗ハ處なり。凡そ處を斗や云例多し。立處伏處寢處（万葉、陸奥哥ハ称度や）なり。牧處あゞの如し。弘仁私記序ハ古語謂居住為止や[illegible]。處の意より出なり。能ハ之てハ辞なり。地ハ上ハ出る比古遲の遲と同じ。辨ハ男神の地と對て女を尊む称なり。老女を云も尊むより出るなるべし。百師木伊呂辨（明宮、八坂振天某段）邊（書紀、崇神、巻）なゞ云名の辨も是なり。又級長戸邊荒河刀辨（所幡刀辨、此外も某カ辨やしハ名多し）なゞ云刀辨乃辨も同じ。又其刀辨を賣と通ハして度賣やも云。伊斯許理度賣あゞの如し。此賣ハ女の意ハ非ず。辨と通ふ称なり。此度賣を書紀ハ姥や書きるハ老女の意なり。かゝ也バ此二柱の御名ハ彼地や成。淡多物の凝成て國處の成るる由ハて其ハ女男の尊称を附るなり。書紀ハ大戸之道尊大苫邊尊一云大戸之邊。亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊。亦曰大富道尊大富邊尊やあり。こハ女神の御名。大戸之邊やあるを正しやし。大苫邊大戸摩彦大戸摩姫ハ別段なる大戸惑子神大戸惑女神や。御名の傳の乱ひなるなり。富ハ斗乃の轉なり。○淤毋陀琉神。書紀ハ面足尊や書れなり。此字の意乃御名なり。万葉二四十一丁ハ天地日月與共。滿將行神乃御面跡云〻。九三十四丁ハ望月之滿有面輪二云〻（此二ッの滿字今本の訓ハ誤なるを師の冠辞考ハ此面足てふ神名乃例を引て多理多礼流や訓なるぞ多。やありて面の足

ゆゑ云ハ不足處なく具足する我云面を云て手足其餘も皆

凡て滿足るゝゆゑハ御名なり○此神の御名

を師ハ凡ての例乃如く之神ゆゑハ讀ぶ淤毋陀琉迦

徵ゆゑ訓ゆゑ其ハ躰言なり故ゆゑ用言なり故ゆゑ

乃異なり某之神ゆゑハ躰言乃ゆゑなり又用言

なゆゑ常立般具比なゆゑ云類ハ躰言なる例なり此も淤

ら也常多都角具布なゆゑい豆バ本の用言なり故ゆゑ之神ゆゑ訓法を陀

毋陀理ゆゑい豆バ躰言ふなる故ゆゑ之ゆゑハ訓ぐらぬ古語乃

琉なる故ゆゑ本の用言なり石拆神根拆神奥疎神邊疎神なゆゑも此

格なれバなり石拆神ハ躰言なれバ之ゆゑハ訓ぐらぬ古語乃

例なり加くて已も初メハ然乃み心得てなり訓るを後

ふなおよく思豆ゆゑ然りハ非ず其故ハ淤毋陀琉なを

ゆゑ云ゆゑハ用言なる後ゆゑを又用言の下ハ之ゆゑハ兼

ざるゆゑも論なゆゑも神名人名なゆゑハ法なく此

語乃例ゆゑハ異なれバなお用言なるを也之神ゆゑなむ

法なり其ハ用言なゆゑも既ゆゑ名なゆゑ也ハ躰言

なれバなり此も淤毋陀琉ゆゑ申ハゞ御名なるを神ゆゑ

も尊ゆゑも申ハ別ゆゑ添て称ハれバ必之ゆゑ云ゆゑハ

なる法なり之ゆゑ荒ぶる神天降る神なゆゑ云類ゆゑハ

御名ハ異なるゆゑ又天照大御神なゆゑも照之ゆゑハ申

さるゆゑも此ゆゑも天照ゆゑ申ハゞ御名なり此ハ非ゆゑバ異なり

なゆゑ御名のゆゑハ用言なるを也之ゆゑ讀法を例を い

はゞ孝元天皇の御名日子國玖琉命ゆゑ申ハ玖琉ハ書

紀ゆゑ牽ゆゑ書ゆゑれバ用言なる法を之を附ゆゑハ

ふみゞゝし必之命之天皇ゆゑ云ゆゑ法ゆゑれ又神武

段なる贄持之子石押分之子なゆゑハ之字なゆゑ殊ゆゑ

論なし法なを師ハ持を毋知分を和氣ゆゑ訓ゆゑ

ゆゑも必毋都和久ゆゑ訓法を神祇官坐御巫祭八神中

きゝゆゑ彼段ゆゑ云るゞ如し

足産日神ゆゑ申ハ此神なる法し此七代十二柱神の

此淤毋陀琉神ゆゑを乃み取分て彼八神の列ゆゑ收て祭

中ゆゑ活杙神ゆゑ

なゆゑまふなゆゑハ彼八神ハ天皇乃大御身を御守

護乃為なれバ活ゆゑ申し足ゆゑ申

ハ神靈乃由緣を以て法し

○阿夜訶志古泥神

阿夜ハ驚て歎聲なり皇極紀ゆゑ咄嗟今本ゆゑハ咄を誤ゆゑ

夜阿ゆゑも阿夜ゆゑも訓ゆゑ凡そ阿夜阿波礼波夜阿なる

ゆゑハ同く歎声なり少

し。然れども異なるなり。抑歎くやうハ。中昔よりしく
だ悲み愁ふる事をふるみ云ふやうも。然ふなるべし。那宜
伎ハ。長息の約まりある言ふくたて何事ふまれ心を
深く思ふるるやうなれバ。長息を都く是ハ那宜伎
なり。されバ喜きるやうもみも何ても歎ハ波るるやうなり。
ちくその歎ハ。阿夜やも阿波礼やも波夜やも声乃
出ぬ。歎声。又阿夜やて言て歎く波る事を。阿夜尓云く
やハいふなり。
みも云ふ。阿夜尓ハ。阿夜尓ハ。阿夜尓恋し。又奇し危しふ
阿夜尓悲しやて乃類なり。
やも。歎て阿夜やて云ふ。ちなり出ふる言なり。又阿那も
阿夜やて通ふなり。阿那ふるふるやて。阿那ふるふるの阿那ふ
畧。巻ふハ。漢織呉織ふ。書紀應神巻ふ。呉織穴織やなるを。雄
是阿夜阿那同じ。証なり。阿那可畏ハ。阿夜可畏やて全
同じ。訶志古ハ。古書ふ。畏可畏恐惶懼なやの字を書て。
畏志畏伎や活用ふく。其伎ハ加伎久祁やて活く言なり。おそるる意なり。又賢をも。智なる域

も云ハ。然る人ハ畏ふ法ふ故ふ。轉まて言ふなり。さて阿夜尓可畏しやて云やき
ハ。猶ふるやうなるを。阿夜可畏やて云ハ。其可畏きふ觸
て。直ふ歎く言なしバ。いふる切なり。泥ハ。男をも女を
も尊む称なり。其ハ名兄の約まる言なる法し。兄ハ女男
よわるる称なり。同く兄字を書やも。勢
やて云ハ男ふ限まり。思ひ混ふ法るる。那泥伊呂泥那泥
の事ハ。白檮原宮段ふ。伊呂泥宿祢なやの泥も是なり。
又天津日子根命其外も。某根てふ名乃多かる。皆同じ。
さて此御名ハ。神の御面の滿足せる淤毋陀琉神の御名是なり。を
以て。其を望免バ。可畏み敬ふる意以て負せ奉まし
なり。書紀ふハ惶根尊やなりて。亦曰吾屋惶根尊。亦曰

吾忌檀城尊。今本ハ吾字を脫せり。類聚國史ニ此字有ルに依て補ふ。阿由ハ阿夜ヲ通ひ。訶志紀ハ訶志古ヲ通ふ。亦曰青檀城根尊。阿乎ハ阿夜ヲ通ふ。亦曰吾屋檀城尊ヲ。ゆく阿夜に上聲を附るハ。訶志古ヲ引續て一ふ讀ぎるなり。一續けふ讀ばバ上聲ふある。打任せくハ阿夜ヲ訶志古ヲをいさゝか離して讀ぎるが如し。然ハ離してよむヲハ本の平声ふるを。然ハ讀ぶしく一ふ合せくむ其ハ猿樂乃謠物の中ふ阿夜訶志乃者ヲ云ふヲのなる。其阿夜訶志の讀声乃如し。然讀バ阿夜上声なり。○豊雲野神より訶志古泥神まで九柱の御名ハ。國土の初ヲ神の初ヲの形狀を次第ふ配當て負せ奉るものなり。其ハ豊雲野宇比地迩須比智迩意富斗能地大斗乃辨ヲ申ハ。國土の始乃さま。角杙活杙淤母陀琉阿夜訶志古泥ヲ申ハ。神の始乃

ぎ。但し国土も神も其神の生坐し時の形狀の各其御名の如くなりふハ非ず。必しも其時の形狀乃ハかゝるべきを。大凡を以て。次第ふ御名ふ配當なるけみなり。されバ此御名を以て。各其時乃形狀ヲ當てハ見ぎるべし。此を御名を以て。各其時乃形狀ヲ當てハ見ぎるべし。此を解ぎるをバ。疑ひなきなり。実ハ神ハ。初天之御中主より。何も此神も。既ふ御形ハ滿足坐を。面足神ふ至て初て足ひ坐を。ふハ非ず。又國土ハ。伊邪那岐伊邪那美神乃時に。未浮脂の如く漂蕩なるけみなりしを以て曉ふぎし。然らバ須比地迩の次ふ意富斗能地ヲ。活杙の次ふ淤母陀琉ヲ。ぐく。ぎるふ。然ハ非ずして。國土の初ヲ神の初ヲ。御名の次第の參差ひなるハ如何ヲ云ふ。未國處ハ成ざる前ふ。國之常立神より。次第ふ神等ハ生坐る

天之常立、神以前五柱ハ、天神なり、別あり、故に、此ハ、國土の初に就て云、故に、國之常立、神より云と云ふ、故に、意富斗能地神乃先なる神を、角杙活杙乃名け奉る、而て、御面の足ハ、せるを見て可畏ミハ、既に國處も成る、人物も生て、純うるの事なる、故に、大斗乃辨神の次なる神を、淤母陀琉阿夜訶志古泥乃名け奉る、しかぞ、なるべし、書紀ハ、沙土煮の次、大戸之道乃、ならく、き、又一書ハ、活機の次、面足乃、續け、る、

○伊邪那岐、神、伊邪那美、神、御名義、書紀、口決に、伊弉ハ誘語乃いひ、師も、伊邪那比君、伊邪那比女君、なりと云き、那比乃比を、省きあるぞ、信ふ、此二柱、神、遘合して、國土を生成さむとて、互ふ誘ひ催し賜る意、其事次、段に見ゆ、然も、なるべし、君を、岐乃と云る例、明宮、段の大御言ふ、佐邪岐阿藝、又忍熊王の歌に、伊耆阿藝、共に、吾君の意なり、或説なるべ、なるが如し、又女君を、切むとバ、美乃なるなり、其ハ、岐ハ、比古乃、倒反、美ハ、比賣の、倒反なり、乃、乃、なるべ、に、合るに、そなる、然、るこ乃ふハ、なるべ、又思ふに、此ハ、遘合せむ、乃、とる、まふ時に、交に、伊邪汝誘ひ賜る、御言を以、即、御名ふ負せ奉りふて、那ハ汝、なるべし、来子、等、乃、伊奢阿藝、又、此記、万葉、なるべ、ふ、去、類なり、さく、岐、乃、美、乃ハ上の意ふ、此ハ、御名ふ、称申せる、なるべ、なるべ、然ふ、此も、共に、其時、乃、互、乃、御言、乃、伊邪ハ、誘言、那岐ハ、汝、君、伊、は、非ず、又、已、前に、思ひ、那、美ハ、汝、妹、伊、なり、伊ハ、余、乃、云ふ、如、那、能、倭、俱、吾、伊、云、慨、那、能、倭、俱、吾、伊、云、と、万葉十二に、家有妹、伊、云、と、継、躰紀、乃、哥ふ、詔に、藤原、朝臣、麻呂、等、伊、云、と、又百濟王敬福、伊、云、と、又

國王伊云々なる多き辞なり。さて岐伊ハ岐ふ伊乃韻
なる故に岐ぎの乃ふ云汝妹伊ハ尓を省き毛伊を切む
毛ばに美なるも如此思ひ初られぬ。かくてハ神漏岐神
漏美乃例に叶ひ難きれば此考貞ハ癈ぬ。さて
伊邪てふ言先右の如く聞ゆれども伊奢沙和氣神伊
邪能真若命伊邪本別命なども申し御名又去来之真名
井又地名なども伊邪河なども上代に多くあれば他意ふ
もあるべし。猶考ふ法京ぬ。岐ぎ美ぎ相對する例ハ
神漏岐神漏美此称乃事ハ傳十三の八乃葉に云ぬし。那藝ぎ那美ぎ偶貞
ふ例ハ沫那藝神沫那美神頰那藝神頰那美神これ京
貞。但し此那藝那美ハ異意なるもの。其事ハ傳五卷彼神乃下に云ぬし。さて此御名書
紀ふハ伊弉諾尊伊弉冉尊ぎ書きたり。書紀ハ神名地名などの文字。



凡て新に撰て書きたるぎ見えて他乃古書に例なき
書ざまなる中にも此二柱乃御名の字なぎハ殊にまた
ぬしなれば疑ふ人なるべ。故今此を雜多諾ハ奴各反
貞。久に韻を岐に用ひたる例多し。冉ハ今本ぎも
多く冊ぎ作きたるも冊ハ測華反にて佐久音なれば那
美ぎハ甚遠し。又冊ぎも作きたるも冊ぎ同音なり。
又再ぎも作きたるも再ハ作代反にて佐伊音なれば此
も甚遠し。又冊を集韻に所晏反音訓ぎもあきたるも此
も遠し。されば右の字ぎもハ皆写誤なり。或説に南字
を誤きたるなるべ。南字は音はさるなれども南字
は用ひられぬ法なくも思へられ次に故思ふ耕字集韻に乃井
反正韻に那含反音南ぎなるべ。武王同母兄第十人乃中に冉
ぎなるべ史記管蔡世家に武王同母兄第十人乃中に冉
季載ぎ云へるを正義に冉作冊音奴井反或作郴音同
ぎなるべ此冉字なる法史記ハ古よりあまたく見
る書なく殊に人名なる由なれば取用ひられる
なる法し。奴井反なれば呉音那牟なるを牟を美に轉
し用ひるなるぎ諾乃例に同
じ是又なる例多きなり。○以下以前なるぎハ漢文

にして。此間の言に非ず。故以下をバ志母。以前を宇麻
傳と訓べし。○弁字。延佳本に並と作るハ非なり。此の
みならず下にも處々にある。皆准へて知るべし。何れも
餘の本どもにハ。弁を作る其よろし。○神世七代。神世
とハ。人代（人ノ代といふこと。古今集序に見ゆ。）と別て云称なり。其ハいはゆる
上代の人ハ。凡て皆神なりし故に然言り。扨て何時ま
での人ハ神にて。何時より以来の人ハ神ならじと云
きハやかなる差ハなき故に。万葉の歌どもなどにも。
たゞ古を廣く神代と云り。六巻に。日本國者。皇祖乃神之御代自。敷座流。國尓之有
者。とハ。神武天皇の御代を申し。同巻に。自神代。芳野宮尓。蟻通。高所知者。これも人ノ代になりての事なり。十八
巻に。皇神祖能。可見能大御世とハ。垂仁天皇乃御世をよ
めり。又一ノ巻なるハ。當代をしも讃奉て。神乃御代とよめ
り。然れども事を分て云ときハ。鵜葺草葺不合命まで
を神代とし。書紀に此までの二巻を。神代上下と標さ
れたり。姓氏録にも。此よりつぎつぎの御子孫を神
別とし。神武天皇より以
来乃を皇別とせられ。白檮原朝より以来を人代と
し。信に此朝御時より。世間のありさま新なりしが故なり。
然も云つべきものなり。然るを此に。伊邪那美神まで
を神世と云るハ。後五代の神代に言し称の遺れる
なり。其ハ人代となりて後に。鵜葺草葺不合命の御時
までを申せる如くに。五代の神代乃時にハ。又此七代を
神代と申せしなり。信に此七代ハ。天地の初發の時に

して神の狀も世代さまも又甚く異なりぞうし七代ハ那く余を訓ぢし万葉十九 四十丁 橘大臣を壽げる歌に古昔尓君之三代経仕家利吾大王波七世申祢又子相續りてゆくを幾都岐をいまハ那こ都岐をも訓ぢし續後紀十五尾張連濱主哥ふ那こ都岐乃美與尓那余を訓むぞ勝ふぢ然れども那余ハ訓むぞ勝ふぢ然れども那余ハ訓むぞ勝ふぢ然れども

二柱ハ獨神成坐し次十柱ハ女男二柱ずつ耦坐ましバ十二柱神世を申しそは其趣分ち難き故ふ後の世嗣の例に准ずて假ふ七代を申せるなり此ハ父子相嗣如く前の神の御代過て次神乃御代を受ぐけるハ非ず上ふも云る如く此七代の神ならハ追次ひく生坐て伊邪那岐伊邪那美神まぐも天地乃初の時なり猶其證ハ次卷に見あらん然るを書紀一書ふ國常立尊生天鏡尊天鏡尊生天萬尊天萬尊生沫蕩尊沫蕩尊生伊弉諾尊とあるを一書に此二神青橿城根尊之子也を為る此等ハ甚く異なる傳にて心得ぬ事なり私記ふも或説云是ハ後代之見代ゝ相嗣而假謂之生ずも為る説ふ未必事実也を為ん書紀に此乾坤之道相參而化所以成此男女を為る ハ例の撰者乃漢意のうるゝ痛く古意ふ背を為を初卷ふ論ずるゞ如し又後世ふ此七代を天神七代を申し後五代を地神五代を申せるなり代ハいかなるを云の者乃云初なるを更に事の由を考ずべふ強て天を地を配むを漫の説なるを世ふ普く云なれ共なるのいみしふ非なるを辨ずる人もをきく聞おぬ故いうぞ先此七代を天神を申せるなり古書に見あらざるなり只姓氏録ふ般疑魂命を申せハ此七代乃中純角杙神なる説く思ひ故ふ其後亂を天神部ふ收なるも此ハ正しく角杙神をハ名ふ就て高御魂神なを乃例を天神部ふハ入れるなる物なる説をれバ證をばなりなるも非ず既に天之常立神の下ふ上件五柱を天

神と申しより語と見えたれバ、其次々ハ天神と申し
に非ることも明し。天位を知看を天神と申しなど云說
ハ、近世の漢意乃例の私言なり。天に坐ス神をこそ天神
とハ申すべきなれ。然るに伊邪那岐伊邪那美神の御事を
記せる言を考ふるにも、天に坐ス神とハ見えず。此地に
坐ス神とこそ見えたれ。然ればかにかくに此七代ハ、並
此國土に就坐る神なるにぞ有りける。然ハあれども又
正しく是を地神と稱せる名も物に見えざるなり。
地神と云ハ、後五代に至りて、此國土なる神を、天神に對へて
申しし稱にぞありける。さて又地神五代と申しも、甚く
違へる言なり。其故ハ天照大御神ハ、高天原を知看して
今も眼當天に坐ます。天神なることハ更なり。次に天之
忍穗耳命、日子番能迩々藝命も、高天原に成坐しかれバ
天神なり。故是以穗々手見命より以下を、天神御子の
申しなり。さて此穗々手見命、鵜葺草葺不合命ハ、此國
土に坐て、此國土に坐ましゝかバ、天神とハ申さじ
然れども又此を地神と申せる例とハ、更に物に見え
ず。國土にハ生坐せれども、天神御正統に坐が故に、皇孫
とも、又漢文にハ天孫とも申しなり。かゝれバ天神七
代地神五代と申しハ、返スぐも當らぬ妄稱と知べし。又此
七代五代を、天ノ七星、地ノ五行に象るといひ、或ハ易の八
卦など云物に配當て說りなどいふは、耳に觸聞も穢ハしく
なむ。さて此七代の神、書紀ハ異ありて、國常立尊ノ次に
國狹槌尊と申し一代ありて、角杙神活杙神ノ一代無し。
又一書にハ、此ノ一代ハありて、意富斗能地神大斗乃辨
神ノ一代無し。さて世字と代字とを書ることも、異なる意
あるに非ず。神代七世とも易て書たりしも、只同じこと
なり。書紀にも、巻首には神代と標しなどせし。此處にハ
此記と同く、神世七代と書れたり。上代より如此書傳へ
たる隨なりけむかし。○上二柱云々ハ、註ハ、十二柱に
して七代なる由を云るなり。○各とハ、已々とも云ことぞ

あり。已の假字淤能あれバ。各も
然あり。表を用ふハ誤なり。稱德紀の詔りハ。於乃
毛於乃毛ゝあり。毛ハ緒なり。○十神二神ハ。登婆斯良布多
婆斯良ゝ訓法し。其由ハ初卷訓法
條ふ云るが如し。

国立公文書館
National Archives of Japan